

衛生組合だより

2011

12

～げんりょう(原料・減量)化大作戦実施中!～

No.140

●各清掃センターの年末年始業務のご案内

お住まいの地域	12月								1月								
	23日 (金)祝	24日 25日 (土)日	26日 (月)	27日 (火)	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	1日 ～ 3日	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	7日 8日 (土)日	9日 (月)祝	10日 (火)		
久喜市久喜地区・宮代町	久喜宮代清掃センター	ごみ収集	○	×	○	○	※1	○	○	×	×	※2	○	○	×	○	○
		家庭ごみ自己搬入	○	×(事業系ごみについては、お問合せください)													○
		※1 宮代町全域について、燃やせないごみの収集を行います。 ※2 久喜市久喜地区の一部地域にて、有害ごみ収集を行います。 (収集実施地域につきましては、冊子「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」を参照ください。) ■年内の一般家庭のし尿汲取り作業は、12月28日(水)まで実施します。															
久喜市菖蒲地区	菖蒲清掃センター	ごみ収集	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○
		家庭ごみ自己搬入	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○
		■収集の詳細につきましては、冊子「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」を参照ください。 ※粗大ごみを自己搬入される方は、粗大ごみ処理券を取扱店で購入し粗大ごみに貼付して搬入してください。															
久喜市栗橋・鷲宮地区	八甫清掃センター	ごみ収集	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○
		■収集の詳細につきましては、冊子「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」を参照ください。															

●平成24年4月から「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の指定袋制がはじまります

久喜宮代衛生組合では、更なるごみの減量化や収集の安全性の向上、効率化を推進し、管内の排出方法の統一化を図るため、家庭から排出されるごみのうち、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のごみ出しについて、平成24年4月から組合の管内全域で指定袋制を実施することとなりました。指定する袋は、「燃やせるごみ用指定袋」と「燃やせないごみ用指定袋」の2種類です。

この指定袋制の実施を契機として、各ご家庭の分別状況の再確認やごみの発生量を減らす買い方や処分の仕方の工夫にも取り組んでいただき、今まで以上にクリーンで効率的なごみ収集体制の構築にご協力をお願いします。

指定袋に関する内容

袋の種類	燃やせるごみ用指定袋	燃やせないごみ用指定袋
袋の大きさ	20ℓ、30ℓ、45ℓ	
形状	手提げ型	
費用負担	実費負担方式 (袋の製造販売費相当額で購入していただきます)	
色	無色半透明・緑色印字	無色透明・赤色印字
分別の種類	燃やせるごみ 【主な品目】 生ごみ、タバコの吸がら、くつ類、ボール、紙おむつ、草、枝葉、帽子、はんてん、乾燥剤、保冷剤など	燃やせないごみ 【主な品目】 せともの、なべ、やかん、コップ、ガラス製品、刃物、化粧品のびん、白熱電球、金属系おもちゃなど
	※「枝木」は、指定された長さ・太さに切ってひもでしばって出してください。(指定袋は不要です。) ※生ごみ堆肥化推進地区では、台所資源専用袋を今までと同様に使用してください。	※「かさ」は、ひもでしばって出してください。(指定袋は不要です。)
その他	・袋の口を結んで出してください。 ・分別方法は現在と同じです。	
<p>(注1) 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」以外のごみの出し方及び分別の方法は、現在と同じです。 (注2) 久喜市菖蒲地区、栗橋地区及び鷲宮地区において現在使用されている指定袋で、3月末までに使い切れなかったものは、平成24年4月以降も引き続き使用できます。 ◎指定袋の取扱店等の詳細な情報については、次回以降の衛生組合だよりや衛生組合ホームページ (http://www.crt-kuki.miyashiro.saitama.jp/) でお知らせをします。</p>		

●人事行政の運営等の状況を公表します

●人事行政の公平性・透明性を確保するため、組合職員の給与や人事行政運営の状況等の概要を公表します。

●詳しい内容は、衛生組合ホームページや久喜宮代衛生組合事務所でご覧いただけます。

第1編 久喜宮代衛生組合の運営状況の概要

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

平成22年度は短時間再任用職員を8人採用しました。また、平成22年度中の退職者数は定年退職が1人となっています。部門別職員数の状況は以下のとおりです。

(各年4月1日現在) (単位：人)

区 分 部 門	職員数	
	平成22年	平成23年
一般行政職	28 (2)	29 (1)
清掃技術員	16 (6)	16 (4)

※職員数は一般職、清掃技術員に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除きます。

※括弧内は再任用短時間勤務職員で外書きです。

(2) 職員の給与の状況

●人件費の状況 (平成22年度一般会計決算)

歳出額(A) (千円)	実質収支 (千円)	人件費(B) (千円)	人件費率(B/A) (%)	(参考)平成21年度 の人件費率 (%)
3,246,469	284,885	396,207	12.2	15.7

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

●職員給与費の状況 (平成23年度一般会計予算)

職員数(A) (人)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A) (千円)
	給与 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉 手当(千円)	計(B) (千円)	
45 (5)	203,114	34,207	73,382	310,703	6,214

※職員手当には、退職手当、子ども手当を含みません。

※括弧内は再任用短時間勤務職員で外書きです。

●職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額等の状況 (平成23年4月1日現在)

	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
一般行政職	47.6	359,710	415,794
清掃技術職	49.7	357,295	409,728

※平均給料月額は職員の基本給の平均、平均給与月額は給料月額と諸手当を合計したものです。

●特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位：円)

区分	管理者	副管理者	議長	副議長	議員
報酬年額	72,000	64,000	80,000	65,000	60,000

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●勤務時間等の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となっています。また、平成22年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、3.0時間となっています。

●職員の休暇・休業等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があります。平成22年中の一般職の年次有給休暇の平均取得日数は13.9日となっており、また、平成22年度に育児休業及び部分休業を取得した職員はいませんでした。

第2編 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度は、該当ありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度は、該当ありませんでした。

【問合せ】久喜宮代清掃センター総務課庶務係

おめでとうございます

このほど、公平委員会の委員として長年尽力され功績が認められた方に、総務大臣から表彰が行われました。



石川法夫氏
(久喜市江面)

平成9年4月に久喜宮代衛生組合公平委員会委員に就任され、平成13年4月から平成21年3月に退任されるまでは委員長として組合内の公正な人事運営の確保に尽力され、その功績が認められました。



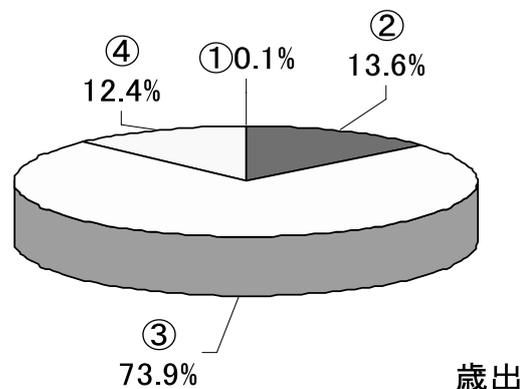
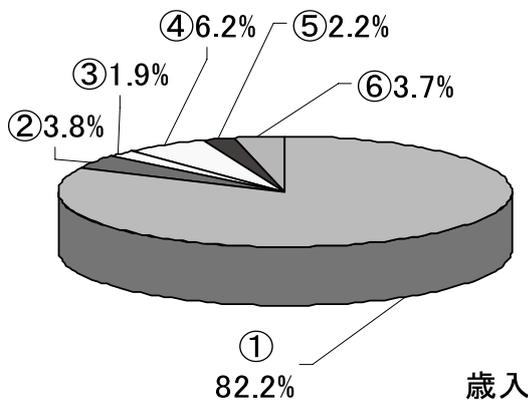
河西芳江氏
(久喜市野久喜)

平成13年4月に久喜宮代衛生組合公平委員会委員に就任され、平成21年4月から現在に至るまで、委員長として組合内の公正な人事運営の確保に尽力されており、その功績が認められました。

●平成22年度衛生組合決算の概要をお知らせします

	区 分	決算額 (千円)	説 明
歳入	①分担金及び負担金	2,904,130	久喜市・宮代町からの負担金です。
	②使用料及び手数料	135,749	ごみ・し尿の収集処理手数料等です。
	③財産収入	65,628	資源等の売却収入です。
	④繰越金	217,204	平成21年度からの繰越金です。
	⑤諸収入	78,643	その他の収入です。
	⑥組合債	130,000	ごみ焼却施設(久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター)の改修工事のための借入金(借金)です。
歳入合計		3,531,354	

※平成22年3月23日に合併した関係で前年度比は算出しておりません



	区 分	決算額 (千円)	説 明
歳出	①議会費	2,325	久喜宮代衛生組合議会の運営費です。
	②総務費	441,507	一般職員の給与や管理費です。
	③衛生費	2,399,684	ごみやし尿の収集処理費です。
	④公債費	402,953	借入金の返済金です。
歳出合計		3,246,469	

※平成22年3月23日に合併した関係で前年度比は算出しておりません

●入札参加資格審査申請(追加申請)について

申請受付要綱は、平成24年1月上旬に久喜宮代清掃センター及びホームページで公表しますので、ご確認ください。

【問合せ】久喜宮代清掃センター総務課庶務係

●資源持ち去り行為には罰金が科せられます

集積所にお出しいただいた資源物（新聞紙など）の無断持ち去りにつきましては、警察と連携をとりながら巡回パトロールを随時実施していますが、当組合の条例に罰則規定を設け、本年10月から「資源の持ち去り」を行った者に対して罰金が科せられることになりました。

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

第22条の2

2 衛生組合及び衛生組合と資源物の収集に係る委託契約を締結している事業者（以下「委託業者」という。）以外の者は、～（省略）～集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 管理者は、衛生組合及び委託業者以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、規則で定める方法により、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第45条 第22条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

また、資源持ち去り者が下記のとおり警察に検挙されましたので、お知らせします。

9月13日（火）	久喜市青毛一丁目地内	新聞紙
10月8日（土）	久喜市上内地内	布類

「資源持ち去り行為」を見かけましたら、
今後も**警察「110番」通報**へのご協力を
よろしくお願いします。



●布・衣類は雨の日に出さないで!!

布や衣類は、雨の日に出されますと、濡れてしまいます。一度濡れてしまった衣類はリサイクルできずに、焼却処理することとなります。

リサイクルを促進するためにも雨の日は出さないようにしてください。

雨が降りそうなときも、次回の回収に出していただくようお願いします。

（雨の日に出さなくてはならないときは、透明袋に入れて出してください）



久喜宮代清掃センター（久喜市久喜地区・宮代町）版

●焼却灰の埋立処分に支障をきたしております

当清掃センターでは、燃やせるごみの処理は焼却炉により焼却処分をしておりますが、最近焼却後に発生する焼却灰の中に金物及び乾電池の混入が多く見受けられ、焼却灰の埋立処分に支障をきたしております。住民のみなさまにおかれましては、ごみの分別を徹底していただき金物及び乾電池が燃やせるごみの中に混入しないようご協力をお願いします。

久喜宮代清掃センター（久喜市久喜地区・宮代町）版

●その品物は 45ℓの透明ビニール袋に入ります？

これからの季節、大掃除などで、普段より多くのごみが集積所に出されると考えられます。久喜宮代清掃センターでは、ごみ出し時に 45ℓまでの透明ビニール袋の使用をお願いしています。（紙・布類、生ごみ専用袋配布分は除きます。）

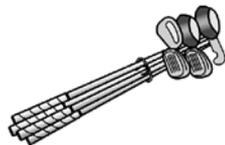
45ℓのビニール袋に入らない場合は「粗大ごみ」となり、電話予約による収集となりますので、ご注意ください。（自己搬入による久喜宮代清掃センターへの持込みも可能ですが、この場合も粗大ごみ処理券が必要となります。）

なお、切ったり分解することによって袋に入っている状態であれば、通常の収集で対応可能です。

45ℓの透明ビニール袋に入らない物（例）



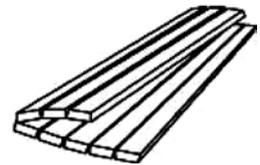
電子レンジ(大型)



ゴルフクラブ



ふとん



風呂のふた

●火災が発生!! 分別にご協力ください

平成23年10月26日（水）に宮代町和戸四丁目地内の「燃やせないごみ」を収集していたところ、突然収集車両内で爆発音とともに、荷台から煙が発生しました。急いで収集したごみを降ろしたところ、ごみに火がついており、消防車も出動しましたが、幸いなことに一部のごみが燃える程度で済みました。火災の原因につきましては、本来「燃やせないごみ」の中に入れてはいけない、スプレー缶（有害ごみ）と考えられるとのことでした。



火災が発生したごみ



火災の原因だと考えられるスプレー缶

「分かっているが分別が面倒だ」「わずらわしいから」「自分ひとりくらいなら」といって分別が不十分なままごみが集積所に出されてしまうと、火災の発生につながります。特にこれからは、空気が乾燥しますので、火災の発生確率が高まります。分別へのご協力、中身の見える透明袋での排出をよろしくお願いします。

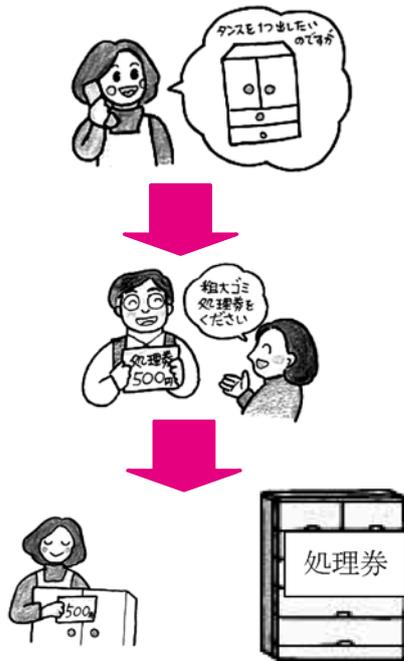


残念なことに、火災が発生したごみの中身を確認したところ、スプレー缶以外にも乾電池が入っていました…

菖蒲清掃センター（久喜市菖蒲地区）版

●粗大ごみの出し方について

久喜市菖蒲地区では、10月から一般家庭の粗大ごみの予約による収集を開始しました。予約には、下記の手続きをお願いします。



①菖蒲清掃センターへ粗大ごみ収集の予約の電話（85 - 7027）をしてください。（1回につき5点まで）
品物と回収場所を確認し、回収日をお知らせします。

②粗大ごみ処理券1点500円を購入してください。（粗大ごみ1点につき1枚）
処理券の販売店は下記の粗大ごみ処理券取扱店一覧表又は組合ホームページをご覧ください。

③粗大ごみに処理券を目立つところに貼付し、収集日に指定の場所（自宅前等）の8時30分までに出してください。

※10月から粗大ごみの予約収集を開始しましたので、粗大ごみ運搬車の貸し出しはなくなりました。

※切断や分解などして45ℓの袋に入る場合、粗大ごみになりません。

●粗大ごみの処分には処理券が必要です

久喜市菖蒲地区における粗大ごみ処理券取扱店舗は下表のとおりですので、粗大ごみを出す際には、お近くの店舗で購入をお願いします。

粗大ごみ処理券取扱店

店 舗 名	住 所	電話番号	店 舗 名	住 所	電話番号
長谷川酒店	菖蒲町小林2834	85-0150	リビングストア つか屋	菖蒲町菖蒲174	85-0011
森田ストアー	菖蒲町小林4339	85-3966	山野屋	菖蒲町菖蒲248-5	85-0324
有限会社 学校裏	菖蒲町三箇1416-2	85-2526	平澤たばこ店	菖蒲町菖蒲379-1	85-0395
セブン・イレブン 菖蒲三箇バイパス店	菖蒲町三箇2468-1	85-7378	茶舗中山	菖蒲町菖蒲669-1	85-1074
セブン・イレブン 菖蒲上栢間店	菖蒲町上栢間3877-2	85-8771	合資会社 荒井久蔵商店	菖蒲町台766-3	85-0441
鈴木商店	菖蒲町下栢間2120-2	85-3817	ほりベストアー	菖蒲町新堀430-2	85-0152
伊藤商店	菖蒲町下栢間2783-1	85-1396	栗原酒店	菖蒲町新堀2137-2	85-0137
松橋たばこ店	菖蒲町菖蒲149	85-6340			

八甫清掃センター（久喜市栗橋地区、鷲宮地区）版

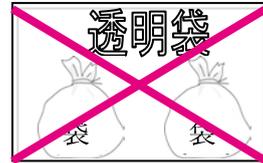
●「プラスチック製容器包装」の出し方について

10月から、「プラスチック製容器包装」の回収が始まりました。
「プラスチック製容器包装」を出す場合は、必ず「透明袋」をご使用ください。

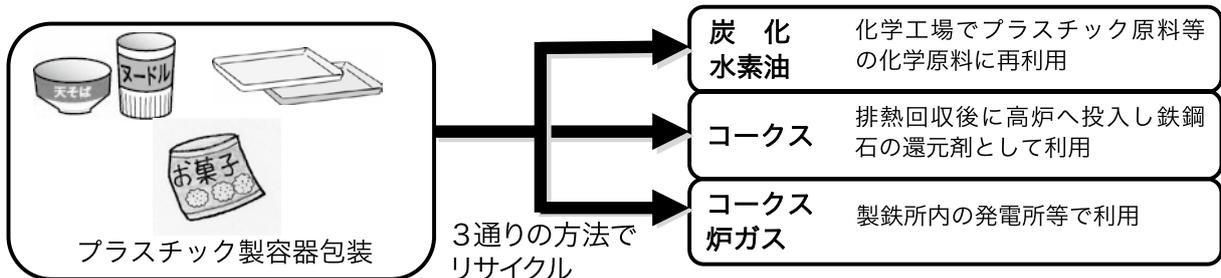


下記、「燃やせるごみ指定袋」、「燃やせないごみ指定袋」、「半透明袋（レジ袋）」、「2重袋」では、回収されませんので、ご注意ください。

皆様にはご理解、ご協力くださるようお願いいたします。



●「プラスチック製容器包装」は材料（原料）に生まれかわります



「ごみの焼却量」を減量するとともに、資源が循環する社会を構築するために「プラスチック製容器包装」を分別して回収しています。

皆様には、お手数をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いします。



プラマーク

のある商品は、「燃やせるごみ」には入れないで!!



お詫び（八甫清掃センター）

9月にお配りした「10月からごみ出し方が一部変更となります」の③ページ「具体的な分別方法②の石鹸の分別」の内容について誤りがありましたので、次のとおり訂正しお詫び申し上げます。

誤 個別包装（ビニール製）燃やせるごみ

正 個別包装（ビニール製）プラスチック製容器包装

編集・発行 久喜宮代衛生組合
（久喜宮代清掃センター）

〒345-0836 宮代町大字和戸1276-1

電話 0480-34-2042

FAX 0480-32-5361

ホームページアドレス <http://www.crt-kuki.miyashiro.saitama.jp/index.html>

Eメールアドレス mail@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp

・菖蒲清掃センター
・八甫清掃センター

〒346-0103 久喜市菖蒲町台2770-1

〒340-0201 久喜市八甫2525

電話 0480-85-7027

電話 0480-58-1309



この広報紙は古紙100%の再生紙を使用しています。